

非営利・協同セクターとはなにか

—期待される共同の社会システム

石塚 秀雄

一、非営利・協同セクター論を一口で言う

非営利・協同とはなにか。ヨーロッパでは社会的経済・連帯経済セクターと呼ばれています。それは「資本主義的利潤追求を第一義としない、社会連帯的な経済活動の形態であり、そうした事業組織の概念的総体が非営利・協同セクター」です。

表1 社会を構成する経済セクターの区分

区分	主体	原理
国家セクター (公式・公的セクター)	国家・地方自治体	営利(利潤)優先追求、競争的
市場セクター (公式・私的セクター)	営利企業	平等・非排除性

非営利・協同セクター(公式/非公式、社会的経済セクター)

非営利企業、協同組合、共済組合、財団、社会的企業、民主的経営企業

営利非優先、協同的、社会的、民主的、競争的、人民的、市民的、利他的

二、非営利・協同セクターが登場した理由

—政府の失敗と市場の失敗—

ヨーロッパではすでに、二〇年前から非営利・協同(社会的経済・連帯経済)セクターは、EU連合や各国において重要な位置を占めており(経済の一四%前後)、その役割が認識されています。

非営利・協同セクター論の背景には、近年、社会経済を区分する従来の二分法の視点が崩れ始めたことがあります。従来は、国家セクター(公的セクター)と市場セクター(私的セクター)の二分法でありました。この二つを

フォーマルセクター(官庁統計に数字としてカウントできる経済セクター)とも呼んで、そこに入らないものをインフォーマルセクターとよびました。インフォーマルなものも家族(共同体)でした。「家族セクター」は、二つのフォーマルセクターを補完するために必要なセクターでした。この図式でうまく稼働していたのが、第二次世界大戦以後の先進国の福祉国家モデルでした。日本も戦後、福祉国家モデルを遅ればせながら模倣し、いくつかの社会政策を実施したものの、道半ば、新自由主義モデルの影響下で、政策転換をして日本型「福祉社会」への転換を図ったのが、七〇年代の石油ショックの頃でした。周知のように福祉国家モデルは、第二次世界大戦により社会主義国家が東ヨーロッパに登場したために、資本主義国家による対抗モデルでした。しかし、七〇年代にイギリスのサッチャー政権、アメリカのレーガン政権が新自由主義の旗の下にいわゆる小さな政府論、民営化論を展開しました。日本の中曽根内閣による行革路線はその亜流でした。サッチャーは「社会などは存在しない。あるのは個人と市場だけよ」と言いました。この新自由主義路線は、重大な問題をはらんでいました。いわゆる、欧米における「政府の失敗」と「市場の失敗」の議論です。政府の失敗とは、福祉国家批判として現れました。こ

れまで、政府が社会保障や福祉サービスをいわば「独占的」に提供して、「競争原理」の洗礼を受けていないので、高コストになり、租税収入の低下(経済成長の低下)に伴い赤字財政を作り出してしまった、というわけです。このために福祉「国家」の有効性、すなわちケインズ的な完全雇用と公共による事業という二本柱の国家サービスの在り方について、再編化がせまられることになりました。

市場の失敗とは、市場において資源配分が各人の勝手な経済活動の中で、自ずと最適な資源配分がされる(パレートというイタリアの経済学者の均衡理論で、パレート最適と呼ばれる)という説明では説明できない状況が現れたということです。日本では、公害問題の発生がその一つの例でした。公害という言葉が示すように、それは当初、企業の責任とは見なされなかつたのです。市場以外に企業の責任は問われないものだったので、チツソ裁判などによって、資本主義論理は経済外活動に対して無責任であることがはっきりしました。では、公害や環境問題に営利企業が責任を持たないとすれば、政府が責任を持ったのでしょうか。当時、理論的には、公共財とは私的財ではなくて道路や政府のサービスを言うのであって、企業の出したゴミや毒は含まれなかつたので、新たな公

害問題に対処するために理論的に、新たに「準公共財」という考えを導入しました。これは市場の失敗を政府の手により是正しようとする良き意図からでたものであることは確かです。

この政府と市場のそれぞれの失敗により、国家権力にも属さない、また営利企業の市場にも属さない新しい社会経済的問題の解決の担い手として非営利・協同セクターの役割が浮上してきたのです。

したがって、非営利・協同論の登場の背景としては、第一に、国家の役割と位置づけが変化してきたこと、第二に、営利企業の資本主義的市場は社会的諸問題に対応する論理を持ち合わせていないこと、第三に、その代案としてあるいはカバーするものとして、非営利・協同セクターの役割が認識され始めたことがあります。

三、非営利・協同セクターを構成するものはなにか

非営利・協同セクターのモデルとして、一番わかりやすいのはヨーロッパ連合(EU)で公式化されている社会的経済セクターモデルでしょう。それは次のような組織によって構成されていると見なされています。すなわち、協同組合、共済的相互扶助組織、非営利組織・財団、民主的営利企業、社会的企業などです。ただし、日本の

法律として比較できるのは、協同組合法だけといえます。

欧米では株式会社でも社会的経済企業と見なされるものがあります。たとえば、スペインでは労働会社法というのがあり、社会的経済セクターの一部であると見なされています。アメリカの民主的従業員持ち株会社(民主的ESOP)も含めるといってもあります。イタリアの中小企業の地域発展運動への役割などを見ても、広範な組織を含めて非営利・協同セクターを緩やかに構成するのが社会的連帯の視点から良いと思われます。たとえば、アメリカの航空会社ユナイテッドは、約五万人の従業員をもつ会社ですが、一九九四年に労働組合員による五三%の株式取得で自主管理企業(ESOP)に転換し、自らを「社会的経済」企業と位置づけました。しかし、二〇〇二年に航空機業界再編の中で破産債権をして、残念ながらESOP会社からは離脱してしまいました。ユナイテッドの経験は現在のJALの労使問題にも教訓となるものと思われれます。

ヨーロッパの社会的経済セクター組織の原則は次のようなものが考えられています。

1. 利益よりもメンバーやその全体に奉仕することを目的とする。2. 経営管理の自治。3. 民主的運営(一

人一票)。4. 収入配分における、資本に対する人間と労働の優位。5. 資産の集団所有で再投資にむけること。6. 組織内部での教育・情報活動の重視―個人の開花。7. 社会的連帯経済であること。社会的経済セクターの発展志向。8. 自由加入。9. 政府からの自律。わが国では、富沢賢治（聖学院大学）が次のように非営利・協同組織の特徴を要約しています。

1. 開放性（開かれた組織、自発性にもとづく加入・脱退の自由）
2. 自律性（政府その他の権力の直接的な統制下のない自治組織）
3. 民主性（一人一票制を原則として民主主義と参加という価値に基づいて運営される組織）
4. 非営利性（利潤極大化ではなく社会的目的の実現を第一義として運営される組織）

（富沢賢治「非営利・協同入門」同時代社、一九九〇）

日本では、これまで法人は基本的に営利法人と公益法人とに二区分されてきました。このいずれにも入らない協同組合などを中間法人と呼んできました。さらにそこにも入らないものは「法人格なき社団、権利能力なき社団」と呼んでいます。これまでは、私益と公益の二元論

的発想が根強くあり、一九九八年のいわゆるNPO法制定もその伝統的発想の枠を越えていないものでした。非営利・協同セクターの組織というカテゴリーは、そうしたこれまでの二分法を打ち破り、より社会的現実と社会的要請を反映した三分法に光を当てたものと言えます。

さて、非営利・協同原則のなかでとくに重要なものとして「民主的運営」があります。「民主性」の眼目は、一人一票にあります。営利企業の場合、権利はお金にのみ付属します。一株一票こそが当然とされます。しかし、非営利・協同組織は、なによりも人間優先の組織ですから、一人一票が原則です。どちらがより社会的でしょうか。一人一票は社会権としての選挙権と同じです。

また非営利・協同組織における「参加」は単に意志決定にだけ言うものではありません。参加には基本的に三種類あります。第一に運営に意志決定（投票権、発首権という、政治的参加）。第二に、出資参加・配当報酬参加（会費・資本などの、経済的参加）、第三に労働参加または消費参加（働くことや逆にサービスを利用する社会的参加）です。

また「非営利性」とは、経済活動をする事業体は儲けではないとか、黒字を出してはいけないということや、非営利組織の事業体

第一目的は何なのか。営利企業のように出資資本に応じて株主個人が利益を分け合うことに目的を置くのではありません。働く人の生活権利を保障しつつ、社会的使命をもった労働を実現し、社会的に有用な物やサービスを提供することに置いていることです。欧米では最近、こうした企業を社会的企業という言葉で区分しています。

ところで我が国の二〇〇六年の会社法改正は画期的な側面があります。それは、旧法では会社とは営利会社のことでしたが、新法では、会社は営利でも非営利でもよい、となったのです。企業の社会的責任(CSR)や社会的責任投資の議論を含めて、今後の注目される点です。

四、非営利・協同セクターへの疑問

こうした非営利・協同組織の考えにたいして、当然ながらいくつかの疑問や批判も出されています。

第一に、「非営利・協同論は資本主義制度を否定するものなのか?」というものです。原理的には否定するものだと考えます。現在の資本主義制度が乗り越えらるべき歴史的なものであることは当然でしょう。しかし、私的所有形態の手段としての資本の役割がいらなくなる社会システムが発見されるまでは、商品や資本そのものを簡単に否定できないでしょう。ここで有効な選択肢は、

社会的経済セクター原則の一つにある「資本に対する労働の優越」です。労働が資本の道具になるのではなくて、資本が労働に従属して道具化することです。賃労働の廃止を目指す点ではマルクス主義理論と共通しています。

第二に、「非営利・協同セクターの主体は誰か。労働者か他の階級か、市民か?」というものです。これはNPO非営利組織や市民運動などが主体を「市民」と規定していることが多いことも関連しています。「市民」概念を規定するのは意外と難しいと言えます。というのは、共同体とかコミュニティとかの歴史的在り方が日本と欧米では異なり、市民の語源にはヨーロッパの歴史的社会的独自性があるからです。現在、欧米では市民権というのは個人を規定する上で重要で基本的な概念と見なされています。また、日本では市民権という言葉はまだ「市民権」を得ていないように思われます。わが国の法律では、労働者(あるいは勤労者)は基本的に賃労働者と自営業者(自営労働者)の二種類として規定しています。一般に労働者といえば賃労働者を指しています。日本の法体系では、賃労働者を守らるべき弱者として労働三権(団結権、団体交渉権、団体争議権)を憲法第二八条「勤労者の団結権」で保障しています。

しかし実のところ、この二種類では、非営利・協同組

織の労働形態を正確に包含することはできません。現在、労働者協同組合法を作ろうという動きが進んでいます。いわゆる労働者協同組合で働く人は、出資もする人は資本金兼労働者なのか、自営業者なのか。こうした同様の問題が、以前にヨーロッパでもありました。この解決策はたとえば、スペイン、イタリアの法律では、第三の労働者の概念規定を法律で定義することによって解決しました。すなわち、「協同労働の労働者」という区分です。

第三に「非営利・協同セクター論は、公的セクターの役割を否定し、市場化、新自由主義を是認するものではないのか?」というものです。これに対する回答は次の五です。非営利・協同セクター論はなによりも新自由主義に主体的に対抗するものとして登場してきました。ともかく、このような疑問を持つ人々が、今日日本で進んでいる公務員制度解体、公立病院解体に対して、また新自由主義に対してどのような有効かつ具体的対抗ビジョンを持っているのでしょうか。社会や経済に対して、自分たちが主体的にどうするのかという発想が大事だと思われまます。

五、新しい社会的システム像としての非営利・協同セクター

カール・マルクスは「人々が協同する社会の実現することが必要だ」と述べています。彼はそのために、協同組合という形式を生産・消費の実行組織として有力だと見ていました。彼の考えていた協同は、狭い仲間内の相互扶助というものではなくて、社会という枠組みの中で、制度化された協同の組織化でした。マルクスは、将来的には国家が消滅すると考えていました。しかし、その時に新しい社会において事業組織はどのような形態と運営原則に基づくのでしょうか。公営企業でしょうか。資本主義的大企業をルールに基づいて監視すればよいのでしょうか。資本主義企業がグローバル化により国境を越えて支配力を強めていくのに対して、どのような対抗ビジョンを持つべきでしょうか。仮に将来、日本に「社会主義」が実現するとして、そのとき企業（経済事業体）はどのような形式を持つのでしょうか。非営利・協同セクター論は、有力な議論を提供するものです。

↑いしづか ひでお 特定非営利活動法人

非営利・協同総合研究所のちとくらし主任研究員

ヨーロッパ社会的経済研究